

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が平成25年11月18日付けで行った、「埼玉県住宅用太陽光発電設備補助事業申請の受付リスト表（平成21年度）」（以下「本件対象文書1」という。）、「平成22年度 住宅用太陽光発電設備設置費補助金交付申請者リスト」、「平成23年度 住宅用太陽光発電設備設置費補助金交付申請者リスト」、「電力100%自活住宅普及促進事業補助金交付申請者リスト（平成23年度）」、「H24 電力自活住宅等普及促進事業補助金交付申請者リスト」及び「H25 電力自活住宅普及促進事業補助金交付申請者リスト」（以下「本件対象文書2」という。）を部分開示とした決定は妥当である。

2 異議申立て及び審議の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成25年9月19日付けで、埼玉県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「住宅用太陽光発電システムを設定した場所、所有者の氏名・住所・連絡先、モジュールメーカー、出力数 平成21年以降の補助金交付された方対象とする。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し、実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、本件対象文書1及び2を特定し、平成25年11月18日付けで、本件対象文書1及び2中の「住宅用太陽光発電システムを設定した場所、所有者の氏名・郵便番号・住所・連絡先」を条例第10条第1号に該当するとして不開示とする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、申立人に通知した。
- (3) 申立人は、平成25年11月22日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消しを求めて異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成25年12月27日に実施機関から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書の提出

を受けた。

- (5) 当審査会は、平成26年1月24日に実施機関の職員から意見聴取を行った。

3 申立人の主張の要旨

申立人が主張している内容は、以下のとおりである。

- (1) 本件処分のうち部分開示とした決定を取り消し、当該不開示部分を開示する決定を求める。
- (2) 個人情報に関しては、個々に意見照会をし、情報開示に同意を得られたものについて開示するよう要求する。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 住宅用太陽光発電システムを設置した場所、所有者の氏名・郵便番号・住所・連絡先は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、埼玉県情報公開条例第10条第1号に該当するため不開示とした。
- (2) 不服申立人は、個人情報について、県が改めて個人情報を公開することについて本人の承諾を得るよう主張しているが、県が改めて本人の承諾を得る必要はなく、開示しなければならない文書には該当しない。

5 審査会の判断

- (1) 本件対象文書について

本件対象文書1及び2は、埼玉県が行っている住宅用太陽光発電設備設置に対する補助金交付事業に関して、県が内部事務用として使用するため、申請者の氏名や設備の仕様などの各データを一覧表としてまとめた文書であり、平成21年度から25年度までの各年度ごとにまとめられている。

これらのリストには、申請受理日、決定日、実績受理日、確定日、郵便番号・申請者住所・氏名・フリガナ（カタカナ名）・電話番号、郵便番号・住所（交付決定通知送付先）、郵便番号・住所（太陽光発電設置場所）、所有者氏名（本件対象文書1のみ）、電力供給契約者名（本件対象文書1のみ）、最大出力kW、補助金交

付申請額（補助金額）、モジュールメーカー名、工事費用、1kW 当たり単価等が記載されている。

埼玉県による補助事業は、平成21年度から行われているが、年度ごとに補助事業の内容変更等が行われていることから、年度ごとに、様式に若干の違いはあるもののほぼ同内容のリストとして作成されていることが認められる。

(2) 条例第10条第1号該当性について

条例第10条第1号は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

実施機関が、不開示としたのは、本件対象文書1については郵便番号・申請者住所・氏名・フリガナ・電話番号、郵便番号・住所（交付決定通知送付先）、郵便番号・住所（太陽光発電設置場所）、所有者氏名、電力供給契約者名、本件対象文書2については、郵便番号・申請者住所・氏名（漢字）・カタカナ名・電話番号、郵便番号・住所（交付決定通知送付先）、郵便番号・住所（太陽光発電設置場所）である。

これらの情報は、いずれも補助金交付申請者に関するものであると認められる。さらに住所、氏名、フリガナ（カタカナ名）、電話番号、所有者氏名、電力供給契約者名に関しては、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるといえる。

郵便番号は、住所を記載する場合に併記され、住所そのものではないが、番号から都道府県、市町村、大字までを特定することができるものである。本件対象文書1及び2においても、住所と並んで記載されており、郵便番号が開示されれば、住所の大字まで開示されたこととなり、現に太陽光発電システムを設置している家屋と照合すれば、個人を識別することが可能となることから、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるといえる。

したがって、本件対象文書1及び2中、不開示とされた部分はいずれも個人に関する情報であって、いずれも、同号ただし書きの「法令若しくは他の条例により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とはいえないことから、本件対象文書1及び2中、郵便番号・申請者住所・氏名・フリガナ（カタ

カナ名)・電話番号、郵便番号・住所(交付決定通知送付先)、郵便番号・住所(太陽光発電設置場所)、所有者氏名、電力供給契約者名について、条例第10条第1号に該当するとし、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(3) 個人情報の当該個人への意見照会について

ところで、申立人は、異議申立てに際して、本件処分に対して、個人情報については、個々に意見照会をし、情報開示に同意を得られたものについて、開示するよう要求すると主張している。

本人の同意に基づく個人情報の取扱いは、個人情報の目的外利用・提供に関する個人情報保護条例に基づく仕組みである。本件条例は、個人に関する情報について、条例第10条第1号においてその定義を示した上で、ただし書きイ、ロ、ハにおいて、例外的に開示しなければならない場合を明記しており、この中には、申立人の主張するような、個人情報について当該個人に開示の意思を確認した上で個人情報を開示するという手続きは規定されていない。したがって、本件において実施機関は、個人情報の開示について、当該個人に対し意見照会を行う義務はなく、その必要も認められない。

なお、条例第12条で、「開示請求にかかる公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる」と規定しているが、実施機関が不開示情報を裁量的に開示できるのは公益上必要があると認められる場合に限られるところ、申立人の請求には、特段公益上の必要性は認められないし、またその主張もない。

以上のとおり、実施機関は、個人情報の開示について当該個人に意見照会をする義務はないし、また、条例第12条の公益上の理由による裁量的開示にも該当しない。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

尾崎 康、野村 武司、山本 未来

審議の経過

年 月 日	内 容
平成25年12月27日	諮問を受ける（諮問第248号）
平成25年12月27日	実施機関から部分開示決定理由説明書を受理
平成26年 1月24日	実施機関から説明及び審議（第二部会第92回審査会）
平成26年 2月21日	審議（第二部会第93回審査会）
平成26年 3月19日	審議（第二部会第94回審査会）
平成26年 4月 1日	答申